

● 組合による共同受注と官公需適格組合

中小企業の制約の多くは、経営の規模が小さいことに起因するものが大半です。一社では受注できない案件でも、組合員が共同して受注すれば確実に契約を履行できる場合が少なくありません。こうして生まれたのが、組合による共同受注事業であり、官公需の共同受注です。

国では、中小企業者によるこうした積極的な取組みを支援するため、官公需法第3条において「…国等が契約を締結するに当たっては、予算の適正な使用に留意しつつ、中小企業者の受注機会の増大を図るよう努めなければならない。この場合、組合を国等の契約の相手方として活用するよう配慮しなければならない。」と定めています。

事業協同組合をはじめとする中小企業組合は、法律の手続きを経て国や都道府県が認可した法人であり、民主的かつ公平な運営が制度的に確保されている信頼性の高い組織であることが、組合を積極的に活用すべきであるとする大きな理由となっています。

こうした中小企業組合の中で、官公需の受注に対して特に意欲的であり、かつ受注した契約は十分に責任を持って履行できる体制が整備されている組合であることを中小企業庁（経済産業局及び沖縄総合事務局）が証明しているのが官公需適格組合制度です。

官公需適格組合制度は、国等の契約の方針において詳細が規定されているとともに、その普及のため、「国等は、中小企業庁が証明した官公需適格組合をはじめとする事業協同組合等の受注機会の増大を図るものとする。」と定めています。

さらに、競争参加資格審査における「総合点数の算定特例」の活用、「官公需適格組合の国等の機関における受注実績の公表」を行うこととしているほか、「国は、地方公共団体に対する官公需適格組合制度の一層の周知に努める。」こととなっています。

官公需適格組合となるための基準は以下のとおりです。

物品・役務関係組合の証明基準

- イ. 組合の共同事業が組合員の協調理に円滑に行われていること
- ロ. 官公需の受注について熱心な指導者がいること
- ハ. 常勤役職員が2名以上いること
- ニ. 共同受注担当役員及び共同受注委員会が設置されていること
- ホ. 共同受注した案件に関し役員と担当組合員が連帯して責任を負うこと
- ヘ. 検査員を置くなど検査体制が確立されていること
- ト. 組合運営を円滑に遂行するに足りる経常的収入があること

工事関係組合の証明基準

上記の基準に加えて、さらに以下の事項を満たすこととなっています。

- チ. 共同受注事業を1年以上行っており、相当程度の受注実績があること
- リ. 工事1件の請負代金の額が1,500万円（電気、管工事等は500万円）以上のものを受注しようとする組合は、常勤役員が1名以上、常勤職員が2名以上おり、その職員のうち2名は受注しようとする工事の技術者であること
- ヌ. 離合的な企画及び調整を行う企画・調整委員会が現場ごとに設置され、工事全体が契約通りに施工される体制が整備されていること